

日本郵政株式会社の事業計画の概要

日 本 郵 政 株 式 会 社
2 0 1 9 年 4 月 1 1 日

事業計画の法的位置づけ

- **日本郵政株式会社の事業計画は、日本郵政株式会社法第10条の規定に基づき、毎事業年度開始までに策定し、総務大臣に認可申請**
（平成31事業年度事業計画は、2019年3月29日 認可・公表）
- **事業計画の認可申請の際には、資金計画書及び収支予算書を添付**
（日本郵政株式会社法施行規則第7条）

【参考：関係法令】

- 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）
（事業計画）

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）（抄）
（事業計画の認可の申請）

第七条 会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、法第五条第一項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。

2 会社は、法第十条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

事業計画のポイント①(業務運営の基本方針)

◎ 業務運営の基本方針

- 郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指す。
- 経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献できるよう努めていくことを基本として会社経営を行っていく。
- 郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの責務を果たすとともに、地域社会に貢献すべく、郵便局ネットワークの一層の活用を図っていく。

◎ 主な取組

- 東日本大震災及び熊本地震の復興支援にグループ丸となって取り組む。
- 透明性の確保、説明責任の徹底、適正な事業運営に向けて、グループ全体のガバナンス強化及びお客さま本位の業務運営の実践に努める。
- 特に不祥事再発防止やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等については、最重要課題の一つとして取組を推進・管理する。
- グループ各社が提供するサービスの公益性及び公共性の確保、お客さま満足（CS）の向上、社会的責任を踏まえたCSR活動に取り組む。
- 法律により義務付けられている障害者雇用率（2.2%）を引き続き達成できるよう、障害者雇用の推進に取り組むとともに、女性の活躍推進に取り組む。
- 金融2社株式の処分について、郵政民営化法の趣旨に沿って、所要の準備を行うとともに、必要に応じて、政府による当社の株式の処分を可能とするための所要の準備を行う。
- グループ中期経営計画を踏まえた子会社の収益力強化策や更なる経営効率化、新たな収益源の確保等が着実に進展するよう、グループ運営を行う。
- 成長に向けた投資としてアフラック・インコーポレーテッドへの出資を行う。

事業計画のポイント②(重点事項)

以上の基本的方針及び郵政民営化委員会からの意見を踏まえ、次の事項に重点を置いて事業経営を行う。

1 事業子会社の経営の基本方針の策定及び実施の確保等

- 日本郵便株式会社に対し、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの確保、郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等が達成できるよう経営の基本方針の策定及び実施の確保を行う。
- 事業子会社との間で、日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約等を締結し、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明性確保に必要な事項については個別の協議、承認または報告を求める。

2 事業子会社の業務支援

- グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施する。

【事業子会社等から受託して実施する間接業務】

- | | | |
|--|-------------------|-------------------|
| (1) 電気通信役務及び情報処理サービスの提供（グループ共用の情報システムの開発・運用） | | |
| (2) 人事及び経理に関する業務 | (3) 福利厚生に関する業務 | (4) 不動産の管理等に関する業務 |
| (5) 人材派遣・紹介等の業務 | (6) コールセンターに関する業務 | (7) 人材育成に関する業務 |

3 病院の運営及び宿泊施設の運営等

- 逋信病院を企業立病院として運営し、増収対策、経費節減、事業譲渡等を含む見直しに取り組むことにより、経営改善を進める。また、医療サービスの向上、地域医療ニーズへの対応、患者満足度の向上等を推進する。
- 旧簡易保険加入者福祉施設（かんぽの宿等）を運営・管理し、単年度黒字化に向けて経営改善を図る。

事業計画のポイント③(収支予算書)

(単位：億円)

科 目	①H30年度事業計画	②H31年度事業計画	②-①
営業収益	2,871	2,825	▲ 47
受取配当金	2,075	2,053	▲ 22
貯金旧勘定交付金	-	5	5
関係会社受入手数料	136	137	1
間接業務手数料	197	255	58
宿泊事業収入	282	233	▲ 49
医事収入	181	142	▲ 39
営業費用	758	681	△ 77
人件費	99	47	△ 52
物件費	539	525	△ 14
減価償却費	68	85	17
租税公課	53	24	△ 29
営業利益	2,113	2,143	31
営業外損益	16	10	△ 6
経常利益	2,128	2,153	25
特別利益	62	62	0
特別損失	353	162	△ 191
税引前当期純利益	1,837	2,053	216
法人税、住民税及び事業税	2	△ 168	△ 170
当期純利益	1,835	2,221	386

(注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2) 「-」は計数が存在しないことを意味する。

【参考】認可時要請事項

- 1 Society 5.0時代を見据え、技術革新が郵政事業の3本柱である郵便、貯金、保険にも根本的な変革をもたらす可能性があることを強く意識し、長期的な視野に立って、グループ運営を行うこと。
- 2 グループの収益力強化、経営効率化、ガバナンス強化、新たな成長分野の構築等、グループ運営を適切かつ着実に推進し、ユニバーサルサービスを確実に提供するとともに、郵便局ネットワークの一層の活用を図ること。新たな成長分野の構築に当たっては、事前の十分な検討及び厳格な管理を行うこと。
- 3 本年4月1日の実施が予定されている郵便貯金銀行の預入限度額の見直しについて、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見（平成30年12月）」も踏まえつつ、利用者の混乱等が生じないように、適切に対応されたい。
- 4 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分について、ユニバーサルサービス提供責務の履行への影響等を勘案しつつ、適切に対応すること。
- 5 宿泊事業及び病院事業について、引き続き、経営改善のための取組を着実に進めること。

【参考：平成30事業年度事業計画認可時要請事項】

- 1 ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うとともに、郵便局ネットワークのより一層の活用による利用者の目線に立った新たな事業展開や郵便局の利便性向上の観点から、引き続き、グループの収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、グループ全体のコンプライアンス管理態勢をはじめとするガバナンスの強化など、グループ運営を適切かつ着実に推進すること。
- 2 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分について、ユニバーサルサービス提供責務の履行への影響等を勘案しつつ、適切に対応すること。
- 3 宿泊事業及び病院事業について、引き続き、経営改善のための取組を着実に進めること。